

島根県こども食堂緊急支援事業費補助金交付要綱

制定：令和4年10月20日付け地福第471号

改正：令和7年 6月 1日付け地福第194号

改正：令和8年 6月30日付け地福第244号

(趣旨)

第1条 県が交付する、島根県こども食堂緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助金交付の目的等)

第2条 県は、多様かつ複合的な困難に直面している支援が必要な子ども等を早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みをつくることを目的として、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する「こども食堂」の運営経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」）は、次に掲げる要件を満たし、こども食堂を運営する団体とする。

- (1) 事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの。
- (2) 食事の提供を定期的実施すること。
- (3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあり、次条に定める補助対象期間に5回以上開催する見込みがあること。
- (4) 18歳未満の子どもの利用者が補助対象期間において総利用者の概ね3割以上であること。
- (5) 18歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
- (6) 参加者は幅広く募集し制限しないこと。
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。
- (8) 当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

2 補助事業者は、事業の実施に当たっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要な子どもや家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや家庭を発見した場合は、自治体や関係機関と連携して適切な対応を図ること。

3 補助事業者は、県が行う調査等に協力しなければならない。

4 知事は、交付決定を受けたこども食堂を運営する団体の情報を必要な範囲で市町村に提供できるものとする。

ただし、提供できる項目については、団体名、代表者氏名、こども食堂名、こども食堂の実施場所に限る。

(補助対象期間)

第4条 補助事業者が補助事業年度の4月1日から同年度の12月31日までに実施する事業とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときに、規則第4条の規定により提出する申請書は、様式1に関係書類を添えて、別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助事業者から前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式2による補助金の交付決定通知書によりに通知するものとする。

なお、補助対象額に千円未満の端数がある場合、これを切り捨てるものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第2項により仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

(交付決定内容の変更)

第7条 補助事業者は、前条の規定により交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、知事に変更承認申請書(様式3)を提出しなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業の内容の変更
- (3) その他知事が必要と認める場合

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式4)を知事に提出するものとする。

2 知事は、概算払請求書の提出があり、概算払することが適当と認められるときは概算払いできるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者が補助事業を完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式5によるものとする。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了後速やかに若しくは補助事業年度の2月10日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容(第5条に基づく承認をした場合には、その内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定取消及び返還)

第11条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消、又は返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の決定を受け、交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となる活動の実施実績がないとき。
- (3) こども食堂の運営に関連し法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。
- (4) 補助対象期間において、こどもの利用者の割合が2割未満となったとき。ただし、知事が特に理由があると認めた場合は、交付決定を取消又は返還を命じないことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき提出を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（帳簿等の保管）

第13条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5か年間保管しなければならない。

ただし、事業により所得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（財産の処分）

第14条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式7）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が5万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 3 規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を島根県に納付させることがある。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（県内中小企業者への優先発注）

第15条 補助事業者は、事業の実施にあたっては、県内中小企業者へ発注するよう努めるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行し、令和4年10月11日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和7年6月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和8年6月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象経費		補助金の額
食料費	・ こども食堂実施に必要な食料品の購入費用	25万円以内 (補助率 10/10)
消耗品費	・ こども食堂実施に必要な消耗品の購入費用（紙皿、割り箸等）※1件 10万円未満に限る。 ※開設のための初度設備に該当するもの及び、耐用年数が5年を超えるものは除く。	
会場使用料	・ こども食堂を実施する会場の使用料	
保険料	・ こども食堂実施に必要なボランティア保険料	
広報費	・ こども食堂実施の広報に係る費用	
衛生用品費	・ 衛生用品の購入費用（マスク、消毒液、パーテーション、非接触型検温器等） ※1件 10万円未満に限る。 ※開設のための初度設備に該当するもの及び、耐用年数が5年を超えるものは除く。	

注1) こども食堂を自己施設（レストラン、喫茶など）で行う場合、こども食堂に関する経理とその他の事業について、会計を明確に区分して経理しなければならない。

注2) 消耗品費等として購入した物品は、こども食堂以外の用途に使用してはいけない。

注3) イベント等の開催に要する費用（謝金、講演料、デコレーションに係る費用等）は、補助対象外とする。

注4) 厨房器具（鍋、フライパンなど）の購入経費についても、注1，注2を満たすことを条件に対象経費に含むものとする。この場合、消耗品費に計上して申請等すること。

注5) 令和9年1月1日以降に開催するための経費は補助対象外となる。

ただし、保険料の支払いで年払いとなるものを除く。

注6) 補助対象経費として計上された経費について、別途確認する場合がある。